

2021年11月19日

各位

会社名	アジアクエスト株式会社
代表者名	代表取締役社長 桃井 純 (コード番号：4261 東証マザーズ)
問合せ先	取締役管理本部長 外谷 悠一郎 (TEL 03-6261-2701)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月19日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 230,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2021年12月7日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2021年12月24日(金曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年12月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、いちよし証券株式会社、あかつき証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、株式会社SBI証券、極東証券株式会社、東洋証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年12月16日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2021年12月17日(金曜日)から
2021年12月22日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2021年12月27日(月曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
スターティアホールディングス株式会社 150,000 株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売出価格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 57,000 株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年12月16日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 230,000 株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 150,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 57,000 株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2021年12月9日(木曜日) から
2021年12月15日(水曜日) まで |
| (4) 価格決定日 | 2021年12月16日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2021年12月17日(金曜日) から
2021年12月22日(水曜日) まで |
| (6) 払込期日 | 2021年12月24日(金曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2021年12月27日(月曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が57,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である桃井純（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、57,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2021年1月21日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2021年12月27日（上場日）から2021年1月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,170,000 株
公募による新株式発行による増加株式数	230,000 株
公募後の発行済株式総数	1,400,000 株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額492,492千円(※)については、①設備資金として、60,000千円(2022年12月期:20,600千円、2023年12月期:19,400千円、2024年12月期:20,000千円)、②借入金返済として230,000千円(2022年12月期:95,000千円、2023

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

年 12 月期：135,000 千円)、③人件費・労務費等運転資金として、190,000 千円 (2022 年 12 月期：100,000 千円、2023 年 12 月期：90,000 千円) を充当する予定であります。

上記以外の残額は、事業拡大のための運転資金に充当する予定であります。が、具体化している事項はありません。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,370 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しております。しかしながら、当社は社歴が浅く、成長拡大の過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、財務の安定性と更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから当社は、会社創業以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。今後の株主への剰余金の配当につきましては、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを踏まえて検討してまいります。

過去の 3 決算期間の配当状況

	2018 年 12 月期	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)	△4,460.39 円	△21.05 円	43.49 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	- (-1 円)	- (-1 円)	- (-1 円)
実績配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	-	-	32.1%
純資産配当率	-	-	-

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本 (期首・期末の平均) で除した数値であります。なお、2018 年 12 月期及び 2019 年 12 月期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 当社は、2021 年 8 月 26 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、2019 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) を算定しております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 当社は、2021年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年12月期（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額（△）	△44.60円	△21.05円	43.49円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	- （-円）	- （-円）	- （-円）

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるスターティアホールディングス株式会社、貸株人である桃井純並びに当社株主であるJHDアセットマネジメント株式会社及び西日本電信電話株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年6月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。